

## 平成22年度第1回 落合第一地区協議会の概要

日 時	平成22年4月6日(火) 午後7時00分～9時00分
場 所	落合第一地域センター3階 集会室
出席者	委 員 34名 特別出張所: 山本所長、佐藤副所長、新川主査、関口まちづくり活動支援員
協議内容	1. 会則・進め方・補助金の説明 (事務局) 2. 司会者の選出 3. 各委員自己紹介 4. 役員の選出 5. 司会交代 役員あいさつ 6. 地区協議会連絡会委員の推薦について 7. 自治基本条例区民検討会委員の推薦について 8. その他
配付資料	平成22年度第1回落合第一地区協議会次第 落合第一地区協議会会則 落合第一地区協議会の進め方について 地区協議会の予算について 第3期 地区協議会への申し送り事項 平成21年度第13回 落合第一地区協議会の概要 新宿区自治基本条例区民検討会、検討連絡会資料 一式

### 事務局より

- ・ 本日、司会者が決定するまでの進行役は事務局が担当する。

### 落合第一特別出張所長挨拶

- ・ 会議概要を作成するため、毎回会議を録音する事をご了承頂きたい。また、録音の関係で、発言する際はマイクを通してご発言頂きたい。
- ・ 落一地区協は、推薦枠21、公募枠30の計51名で構成されるが、公募枠への応募が19名だったため、第3期は40名でスタートする。

### 事務局の紹介

山本秀樹(所長)、佐藤克巳(副所長)、新川金七(主査)、関口真弓(まちづくり活動支援員)

### 1 会則・進め方・補助金の説明 (事務局)

- ・ 落合第一地区協議会会則の説明・・・配付資料 参照
- ・ 落合第一地区協議会の進め方について・・・配付資料 参照
- ・ 地区協議会の予算について・・・配布資料 参照

質問1

進め方について 全体会(第8条関係)2と3に、「新規審議事項がある場合は……審議方法を協議する」とあるが、審議方法を協議するだけか、協議したうえで審議もするのか。

回答1

「審議事項」という事なので、最終的には地区協として審議をし、一定の方向性を出して頂く。その最初の段階で、どうやって審議をするか、全体会でやるか、PTでやるか、役員会でやるか、という事を決めたいという主旨。

質問2

会則の改廃については、第11条「……全体会において委員の3分の2以上の同意をもって決定する」とあるが、会の進め方の改廃もこれに準ずるのか。或いは、全体会の議事として、出席者の過半数をもって決定するのか。曖昧な感じを受ける。

回答2

会則を文字通りに読めば、会則の改廃は委員の3分の2以上の同意をもって決定。それ以外  
は出席者の過半数をもって決定と読み取れるが、これに対して曖昧との認識があれば、委員  
の中で新たな決め事を作って頂ければと思う。

質問3

会則の第10条に「その他の収入」という言葉が入っているが、財団法人の基金などに応募す  
る事はできるのか。

回答3

そういった事は禁止されていないので、応募するのは可能だと思う。しかし、地区協の予算を  
組んだ時に、その他の収入として「 から 円の収入がある」となった場合、その他の収  
入があるのであれば、その分の補助金を使わなくてよいとなるので、補助金に加えてその他  
の収入を得る、という事にはならないと思う。

質問4

第3期地区協委員の募集に対し、公募枠30名のところ19名の応募しかなく、定員に満たなか  
ったとの事だが、今後、地区協に入りたいという方がいた場合、定員になるまで随時受け入れ  
るのか、または3 / 31が締切りだったので、このままの人数でいくのか。

回答4

11名の不足があるので、新たに公募するかしないかについては、第3期地区協委員の中で討  
議し、決定して頂きたいと思う。

意見1

質問1でも出たように、表現が非常に曖昧。「……審議方法を協議し、審議する」のように、  
「審議する」という言葉を入れるべき。

また、第3期地区協委員の募集に対し応募者が少なかったというのは、地区協が周知されて  
いないという事だと思う。そういった状況の中で、今後、地区協に入りたいという方が出てきた  
場合は、全体会に諮り、必要に応じて入れるというようにした方がよい。

## 2 司会者の選出

- ・ 委員より、事務局が司会をするよう要望が出た為、引き続き事務局が司会をする。

## 3 各委員自己紹介

- ・ 出席委員一人ずつ自己紹介

## 4 役員の選出

### 代表委員1名の選出

石口委員

岡田委員

田中委員

投票用紙による投票を実施。白紙投票も可。得票数が一番多い委員を代表委員とする。

### < 決定事項 >

投票の結果、代表委員は岡田委員に決定

### 副代表委員若干名の選出

石口委員

鈴木委員

田中委員

### < 決定事項 >

副代表委員は若干名という事なので、石口委員、鈴木委員、田中委員の3名に決定

### 会計委員2名の選出

浅見委員

小野委員

金子委員

**< 決定事項 >**

浅見委員から、会計監査委員への立候補の希望があり、会計委員は小野委員、金子委員に決定。

**会計監査委員2名の選出**

浅見委員

大塚委員

**< 決定事項 >**

会計監査委員は立候補により、浅見委員、大塚委員に決定

**5 司会交代 役員挨拶**

- ・ 新役員挨拶
- ・ 司会を事務局から副代表に交代

**6 地区協議会連絡会委員の推薦について**

時間の関係で、本日は次第(配布資料 参照)の7までを協議する。8以降は次回の全体会の議題とする。

- ・ 10地区協の情報共有、意見交換の場として地区協議会連絡会が設けられている。この連絡会へ、落一地区協から出席する2名の方を選出したい。

意見1

現在、地区協連絡会への出席者20名の中で、自治基本条例区民検討会に関わっている委員が入っていないのが、落一と落二だけ。今後の地区協の事を考えるには、自治基本条例の作成と平行して考えるべきだと思う。従って、連絡会の出席メンバーの一人には、自治基本条例区民検討会にも関わって頂きたいと思う。期も新しくなったので、自治基本条例区民検討会委員に別の方を推薦しようと思っていたが、このまま続けたらどうかとのご意見を頂き、考えを改め、引き続き、自治基本条例区民検討会委員に落一地区協代表として立候補したいと思う。立候補に伴い、自分は落一地区協の役員ではないが地区協連絡会委員にも立候補したい。

質問1

連絡会委員がどうしても出席出来ない場合、他の委員が代理で出席する事はできるのか。

回答1

地区協連絡会委員に決まったら、その委員しか連絡会に出席できないという事はない。他の委員が代理で出席する事もできる。

**< 決定事項 >**

地区協議会連絡会委員は、岡田代表と和田委員に決定

**7 自治基本条例区民検討会委員の推薦について**

- ・ 協議内容6(地区協議会連絡会委員の推薦について)で和田委員の立候補があったので、和田委員に決定。

**8 その他 (事務局)**

- ・ 役員が決定したので、名簿を作成し、地区協内で配付する事をご了承頂きたい。
- ・ これまでは、全委員ボランティア保険に加入をしていたが、今年度からは、新宿区で地区協委員全員に対し、「コミュニティ活動損害補償制度」という保険をかける。これは、地区協議会での活動についてかかる保険。
- ・ 本日の資料の中に、自治基本条例区民検討会議関係資料がある。次回の全体会までに一読頂きたい。
- ・ 次回の全体会は、今回次第の8「PT活動の継続について」から始める。配布資料 が関連

資料になるので、事前に目を通してから次回の会議に臨んで頂きたい。

- ・ 次回の会議日程は、第1火曜日である4日が連休中の為、第2火曜日の11日(火)でよいか。

**< 決定事項 >**

5月の全体会は、11日(火)19時～に決定